

令和3年6月

各支給認定保護者の皆様

学校法人旭ヶ丘学園 旭ヶ丘第二こども園

＜令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について＞

令和2年度、本園が代理受領した一人当たりの施設型給付費の額は、各支給認定子どもの公定価格(下記)から利用者負担額を差し引いた額となります。

	1号			2・3号							
				標準時間				短時間			
	4・5歳児	3歳児	満3歳児	4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児	4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
4月	98,880	115,290		98,470	114,370	154,810	235,900	87,470	103,370	143,810	
5月	98,450	114,860	164,480	98,680	114,580	155,020	236,110	87,680	103,580		
6月	98,050	114,460	164,080	94,200	109,140	146,180	222,410	83,860	98,800		
7月	98,050	114,460	164,080	94,200	109,140	146,180	222,410	83,860	98,800		
8月	98,050	114,460	164,080	93,990	108,930	145,970	222,200	83,650	98,590		
9月	97,060	113,470	163,090	94,950	110,050	147,660	224,650	84,500	99,600	137,210	
10月	96,530	112,940	162,560	94,630	109,570	146,610	222,840	84,290	99,230		
11月	96,530	112,940	162,560	97,620	113,200	152,510	231,980	86,840	102,420		
12月	96,530	112,940	162,560	96,870	112,290	151,030	224,690	86,200	101,620		
1月	96,530	112,940	162,560	96,870	112,290	151,030	224,690	86,200	101,620		
2月	96,020	112,350	161,770	96,040	111,290	149,350	226,910	85,490	100,740	138,800	
3月	103,270	119,600	169,020	113,960	128,890	165,840	241,790	103,620	118,560	155,500	

※「法定代理受領」について

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

「特定教育・保育施設の運営基準」により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績を報告するものです。